

## 第9章 保険会社の監督をめぐる動き

### I 保険会社の早期是正措置について（資料9－1参照）

保険会社の業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ることを目的として、平成10年12月施行の金融システム改革法により、平成11年4月1日以降保険会社について早期是正措置制度が導入された。

早期是正措置制度とは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、当該保険会社に必要な是正措置命令を適時適切に発動するものであり、その詳細は平成12年1月13日に公布された総理府令・大蔵省令において定められた。

具体的には、①早期是正措置の措置区分は、いわゆるソルベンシー・マージン比率を発動基準として用い、3つの段階に区分すること、②第1区分は、ソルベンシー・マージン比率が200%未満とし、経営改善計画の提出を求めること、③第2区分は、ソルベンシー・マージン比率が0%以上100%未満とし、個別措置の命令をすること、④第3区分は、ソルベンシー・マージン比率が0%未満とし、業務の一部又は全部の停止命令をすること、⑤その他、保険会社の有価証券の含み損益等を反映した資産の額と負債の額の差に基づく早期是正措置上の取扱い、保険会社が自主的に経営改善計画を提出した場合の措置、経過措置等、を内容としている。

今後、金融監督庁としては、早期是正措置を適時適切に発動するとともに、モニタリングという行政手法を適切に行うことにより、保険会社の業務又は財産の状況を適時かつ的確に把握し、保険会社の経営の健全性の確保、保険契約者等の保護を図っていくこととしている。

### II 保険契約者保護機構（資料9－2参照）

保険会社が破綻した場合に、保険契約者の保護を図る観点から、救済保険会社に対する資金援助、または救済保険会社が現れない場合における破綻保険会社の保険契約の引き受けを行う「保険契約者保護機構」が、保険業法に基づき大蔵大臣がその設立を認可する法人として、生・損保別に平成10年12月1日に設立された。

救済保険会社が破綻保険会社の保険契約の移転等のために資金援助を受ける場合、又は保険契約者保護機構が破綻保険会社の保険契約の引き受けを行う場合には、保険契約者等の保護に資する適格性の認定を金融監督庁長官が行ったのち、救済保険会社等への資金援助等がなされることとなっている。

### Ⅲ 保険会社数の推移（資料 9－3 参照）

#### 1. 生命保険会社

平成10年6月以降、生命保険業には2社が新規参入しており、平成11年5月末現在における生命保険会社数は47社である。

なお、国内生命保険会社と外国生命保険会社の状況は以下のとおりである。

##### (1) 国内生命保険会社

平成11年5月にディー・アイ・ワイ生命保険株式会社（日産火災海上保険株式会社の100%子会社）が生命保険業に新規参入しており、平成11年5月末における国内生命保険会社数は37社である。このうち損害保険会社の100%出資子会社の生命保険会社数は12社である。

##### (2) 外国生命保険会社

平成11年3月にマニユライフセンチュリー生命保険株式会社が生命保険業に新規参入しており、平成11年5月末現在における外国生命保険会社数は10社である。このうち支店形態で生命保険業を行っている生命保険会社は3社である。

#### 2. 損害保険会社

平成10年6月以降、損害保険業には2社が新規参入している。また、海外における金融グループの合併等による組織再編により、外国保険会社5社が保有保険契約を他の会社へ移転した後撤退している。

なお、国内損害保険会社と外国損害保険会社の状況は以下のとおりである。

##### (1) 国内損害保険会社

国内保険会社は、現在29社である。このうち生命保険会社の100%出資子会社の損害保険会社は6社である。

##### (2) 外国損害保険会社

平成10年10月にアクサ損害保険株式会社（AXAグループ（本社：フランス）100%出資子会社）、平成11年2月にコンパニ・フランス・ダシュランス・プール・コムス・エクステリール（本社：フランス）が損害保険業に新規参入しており、平成11年5月末現在における外国損害保険会社数は34社である。このうち、現地法人形態の会社は6社、支店形態等の会社は28社である。

（注）ここでは支店形態での営業及び外国資本が50%超の保険会社を外国生命保険会社又は外国損害保険会社として分類。

#### IV 保険会社の決算概要

##### 1. 生命保険会社（資料9-4参照）

平成10年度決算概要（東邦生命及びニッセイフューチャー生命を除く44社の速報ベース）については、昨年度に引き続き保有契約高（個人保険+個人年金保険+団体保険）が減少し、1,889兆円（前年比▲4.1%）となっているが、他方、解約・失効高は昨年度より減少している。

収益面については、新契約の伸び悩み等から保険料等収入が減少、引き続き低金利の影響等から、資産運用収益も減少したものの、責任準備金の繰入の減少、資産運用費用の減少が大きかったことから、経常利益は昨年比に比べ増加し、1兆3,968億円（前年比+71.3%）となった。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、各社とも200%を上回った。

##### （参考）東邦生命

平成11年6月4日に、東邦生命保険相互会社が事業の継続を断念したことを受け、保険業法第241条の規定に基づき、同社に対して業務の一部停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置を命じた（資料9-6及び資料9-7参照）。

また、翌6月5日、保険業法第241条の規定に基づき、同社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第242条第2項の規定に基づき、保険管理人を選任し、併せて保険管理人に対し同法第247条第1項の規定に基づき東邦生命に係る保険契約の移転を定める計画の作成を命じた（資料9-8参照）。

## 2. 損害保険会社（資料9－5参照）

平成10年度決算概要（国内社及び保険業法第3条による免許を受けた外国社35社の速報ベース）については、積立型保険の低迷、料率の自由化の影響から元受正味保険料（含む収入積立保険料）は、昨年に引続き減少し、9兆6,240億円（前年比▲6.7%）となっている。

経常収益については、資産運用収益が増益となったものの、正味収入保険料の減収（前年比▲4.1%）及び収入積立保険料の減収により、保険料収益は減収となった。また、保険引受費用の減少、資産運用費用の減少等により、経常費用については減少となった。

以上の結果、経常利益は前年度に比べ減少し、3,707億円（対前年比▲1.5%）となった。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、各社とも200%を上回った。

## V 算定会料率の使用義務の廃止

1. 金融システム改革の一環として、我が国の損害保険市場における適正な競争の促進を通じて消費者の利益を高めるという観点から、損害保険料率算出団体（以下「料率団体」という。）が算出する火災保険、自動車保険等の保険料率に係る使用義務の廃止等の改正が行われた。

○法律名：「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」

### 第23条

○公 布：平成10年6月15日

○施行日：平成10年7月1日（損害保険料率算出団体に関する法律（以下「料団法」という。）の一部改正関係）

2. 主な改正内容は次のとおりである。

### (1) 料率使用義務の廃止

会員会社は料率団体が算出した保険料率を使用しなければならないとする使用義務規定を削除する。

この施行に伴い、多様な保険商品・料率が開発され認可を得て販売されるに至っている。

なお、政府が再保険を引き受けている自動車損害賠償責任保険および地震保険については、引き続き保険料率を算出、会員会社に提供し、かつ、これを利用する会員会社は保険業法上の個別の認可を不要とする「みなし認可」制度を維持する。

## (2) 参考純率の算出と提供

改革後の料率団体は、火災保険、自動車保険等について、使用義務の無い純率（参考純率）を算出、会員会社に提供することとする。

ただし、改正法施行後2年間（平成12年6月10日まで）は、経過措置として、保険会社は既往の算定会の保険料率を使用し続けることができることとなっている。

（注）純率とは、保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものの保険金額に対する割合をいう。

## (3) 料率団体の業務規定の新設

参考純率の算出・提供を中心とした改革後の料率団体の業務を法律上整備して規定する。

## (4) 独禁法適用除外制度の廃止

料率団体に対する独占禁止法適用除外法の適用は廃止する。

（注）自動車損害賠償責任保険及び地震保険に関する料率算出等については、現行と同じく独禁法の適用が除外される旨が料団法に規定された。

## VI 保険商品に係る届出制の拡大について

平成8年の新保険業法施行以降、一部の保険商品については届出制が導入されている（法第123条）が、金融監督庁では、規制緩和推進十画等で企業分野の保険商品を中心に届出制の拡大が求められていることも踏まえ、いわゆる金融ビッグ・バンの一環として、我が国保険市場の活性化を目的として、保険商品に係る届出制の対象範囲の拡大を行うこととした。

具体的な内容としては、企業分野の保険商品を原則として届出制の対象とし、また、現在申請書類の一部のみ届出対象の商品について、届出対象書類の範囲を商品申請書類全般に拡大するというものである。

本件については、5月24日にパブリックコメントの手続きを開始したところで

あり、寄せられた意見を踏まえ、保険業法施行規則を改正し、7月中にも実施の予定である。

## VII 自動車損害賠償責任保険審議会について

### 1. 新規事業者の参入及び収支検証報告等

自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠責審議会」という。）は、金融監督庁長官又は大蔵大臣の諮問に応じて、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）に関する重要事項の調査審議等を行うもので、平成11年2月17日に開催された。当該自賠責審議会においては、①金融監督庁長官より、オールステート損害保険株式会社に対する自動車損害賠償責任保険事業の認可付与について諮問があり、審議の結果、認可付与に異議がない旨の答申があった。②また、平成10年度及び11年度に係る自賠責保険及び自賠責共済の収支検証の結果等の報告があり、審議の結果、「現行の料率水準を維持する」ことが適切であるとの整理が行われ、全員一致で了承された。

（注）「自動車損害賠償責任保険審議会」は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第31条に基づき金融監督庁に設置される審議会で、金融監督庁長官又は大蔵大臣の諮問に応じて、責任保険（自動車損害賠償責任保険）に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係大臣に建議する権限を有している（資料9-9参照）。

### 2. 自動車損害賠償責任保険審議会懇談会の開催

平成11年2月17日に開催された自賠責審議会において、委員から政府再保険の見直し等の自賠責保険全般の在り方についての検討が必要との意見があったことを踏まえ、自賠責保険を巡る諸問題について議論の論点整理等を行う観点から、自賠責審議会を懇談会形式で行うこととし、同年4月22日に第1回会合が開催され、議論が開始された。6月14日の第2回会合では参考人からヒアリングを行い、6月25日の第3回会合では委員からの意見発表等を行った。

## VIII 日米保険協議関係

日米保険協議は、宮沢総理とクリントン大統領による共同声明（93年7月）に

より始められた日米包括経済協議の優先3分野の一つとして開始され、94年10月に一旦合意したが、第3分野での「激変」の範囲等を巡る解釈の対立から再度協議がもたれ、96年12月に合意に達した。この96年の合意では、第3分野で講じる激変緩和措置の内容、主要分野の規制緩和措置5項目を明記するとともに、それら5項目が達成された2年半後に第3分野の激変緩和措置が解除される旨が明記されている。

我が国は、94年、96年の合意事項をすべて誠実に履行してきているところであるが、96年合意に規定された主要分野における規制緩和措置5項目についても、算定会料率の使用義務の廃止等を内容とする改正料団法が98年7月1日より施行されたことをもって、全項目について基準が達成されるに至った。第3分野は、それから2年半後の2001年1月1日より完全に自由化されることとなった。このことは、98年7月2日に発表された大蔵大臣、金融監督庁長官の談話でも明確に宣言されているところである（資料9-10参照）。

また、99年4月16日には、ワシントンで、年次協議（課長級）が開催され、両国の合意事項の履行状況等に関する質疑や、NAIC（全米保険長官会議）やコネチカット州、デラウェア州の保険監督当局の参加も得て、保険監督当局間での情報交換が行われた。

#### IX 保険契約及び保険金支払の見直しについて（資料9-11参照）。

生・損保の保険契約を巡る訴訟やトラブル等の発生等に鑑み、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点から、保険募集や保険契約等に係る事項について、(1)被保険者の同意確認の強化、(2)法人契約の適正化、(3)保険契約及び保険金支払いにおける医師の関与の適正化、(4)全般的な社内管理体制の見直し、(5)多重契約のチェック制度の強化、という5点の改善策を講じることとし、その概要を平成10年12月18日に公表するとともに、平成11年1月29日に保険業法施行規則及び事務ガイドライン（保険会社関係）の改正を行った（平成11年度施行）。

#### X 新規契約にかかる予定利率の引下げ

平成8年4月の保険業法の改正により、保険会社の健全性の維持及び支払能力

の確保の観点から、一定の保険契約について積み立てるべき責任準備金の計算基礎となる積立方式、予定死亡率及び予定利率（標準利率）の水準を定めることができる標準責任準備金制度が導入されている。

制度導入以降において、標準利率の水準は2.75%となっていたが、現下の資産運用環境の悪化の下、保険会社の運用状況や市中金利の低下を勘案し、平成11年4月以降の新規契約にかかる標準利率の2.0%への引下げを行った。

この引下げに伴い、各生命保険会社は責任準備金及び保険料の計算基礎となる料率の見直しを行い、平成11年4月から実施している。

## 第10章 証券会社等の監督をめぐる動き

### 第1節 証券会社関係

#### I 金融システム改革に伴う関係命令等の整備

金融システム改革により、証券会社の新規参入を促進し、市場原理に基づく競争を促すことによって、投資家が多様かつ安価なサービスを楽しむことを可能にするとともに証券市場を活性化するため、証券会社の設立はこれまでの免許制から登録制となった。また、專業義務撤廃による証券会社の業務の自由化や有価証券店頭デリバティブ業務、PTS（私設取引システム）が解禁された。このように証券会社の業務が自由化される一方で証券会社の健全性の確保と投資者保護の観点から自己資本規制比率の一定水準（120%以上）の維持、顧客資産の分別保管、経営内容のディスクロージャーが義務化された。

金融監督庁としては、こうした金融システム改革の中で、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立するという観点から、①証券会社等の登録や有価証券店頭デリバティブ業務等の認可について基準を明確にする、②証券会社の兼業として認められる業務を明確にする、③経営内容のディスクロージャーについてその内容を定める、④顧客資産の分別管理についてその対象となる顧客財産や分別管理の方法を定める、⑤認可制から届出制になった証券業の廃業及び合併等についてその手続きを定める、など証券会社に関する命令、金融機関の証券業務に関する命令等の関係命令及びガイドラインについて、制定や改正を行った。また、業態間の相互参入を促進するという金融システム改革の精神を踏まえ、証券会社とその関係会社の間での弊害防止措置（いわゆるファイアー・ウォール）についても見直しを行い、証券会社の行為規制等に関する命令等の改正を行った。

さらに自己資本規制を抜本的に改正し、全ての証券会社に的確なリスク管理を求めるとともに早期是正措置の枠組みを整備するため証券会社の自己資本規制に関する命令の全面改正を行った。

#### II 証券会社の概況

証券会社をとりまく環境は、こうした金融システム改革に伴い大きく変化して

いる。平成11年10月には、株式売買委託手数料の完全自由化、銀行の証券子会社の株式関連業務の解禁等が予定されている中で、さらなる変化が予想される。このような中で業態を超えた様々な提携、証券会社の参入・退出の動きがみられる。

## 1. 証券会社の数の推移（資料10-1-1参照）

### (1) 国内証券会社

国内証券会社は、平成9年5月の小川証券以降、山一証券、三洋証券をはじめとして、多くの証券会社が証券業界から退出しており、金融監督庁発足の平成10年6月以降も、廃業等により15社、営業譲渡により3社、合併により9社が退出している。

一方、平成9年7月から金融システム改革を睨んだ新規参入により、商社等他業態からの参入を含め、金融システム改革法施行（10年12月1日）までの間に20社が免許を取得、登録制移行後も10社が登録を受け、平成11年5月末現在における国内証券会社数は224社（うち金融機関の証券子会社は14社。）となっている。この中には、未公開株式、投資信託や外国証券など特定の商品に特化したり、BB業務やインターネット取引など特定の業務に特化するなど様々な特色のある証券会社が含まれている。

### (2) 外国証券会社

外国証券会社については、金融システム改革法施行までの間に79社が免許を取得、登録制移行後も3社が登録を受けている。一方、本国における合併等による金融機関の再編や本国の経済情勢の変化等に伴い、25社が撤退しており、平成11年5月末現在における外国証券会社数は、57社となっている。

## 2. 証券会社の経営状況（資料10-1-2及び資料10-1-3参照）

### (1) 証券会社の収益の推移（外国証券会社を含む全証券会社合計）

平成2年3月期に史上最高益を計上した後は、前期と比較して多少回復した決算期はあるものの、基本的には証券市場の長期低迷を受けて、減収・減益基調が続いている。

平成11年3月期においては、経常損益は黒字（1,411億円）に転換したものの、関係会社支援損、投資有価証券評価損等が計上されたことから、当期損益は大幅な赤字（▲5,738億円）となった。

## (2) 証券会社の収支の内訳

国内一般証券会社における収益構成をみると、大手証券と比較して準大手以下の証券会社において、委託手数料の比率が依然として高いものの、直近3期の動向をみると、委託手数料の比率は低下傾向にあり、投信販売の増加による募集取扱い手数料等の比率の上昇がみられる。

## III 証券監督上重要な措置

### 1. 義務化された分別保管の実行

平成10年12月施行の金融システム改革法において、投資者保護基金の設立と並ぶ証券市場のセーフティー・ネットの柱として、証券会社の顧客資産の自社の財産からの分別保管が義務づけられた。当該措置により、保護預り有価証券に加え、預り金等の金銭については、破綻があった場合に顧客に返還すべき金額は信託銀行等に信託されることとなった。法令上は、当該義務について行政処分の対象とするばかりでなく、罰則規定も設けることで、その実効性を担保している。

金融システム改革法の経過措置により、同法施行前に免許を取得した証券会社については当該義務は平成11年4月からの適用とされた。金融監督庁は、各証券会社の分別保管義務化へ向けた取組状況を随時調査する等、各社における対応を見守ってきたが、3月末までに全社分別管理への対応を終えたとの報告を受けた。

### 2. 証券会社の自己資本規制の抜本的改正による早期是正措置の充実（資料10-1-4 参照）

#### (1) 自己資本規制の抜本的な改正にあたっての考え方

平成10年12月施行の金融システム改革法において、自己資本規制比率を120%以上に維持することを証券取引法上の証券会社の義務として課すことにより、自己資本規制の早期是正措置としての位置づけが明確となった。また、四半期末ごとの自己資本規制比率の公表も併せて義務づけられた。これらの法律上の措置を実質的に担保するため、これまでの証券会社の破綻事例や国際ルールを踏まえ、自己資本規制比率の算定方法の精緻化を図ることと

し、証券会社の自己資本規制に関する命令について、下記のとおり、制定以来の抜本的な改正を行い、平成11年6月末より適用することとした。本改正により、不適切な財務状況の証券会社に対して、早期是正措置が実効あるものとなるとともに、投資家へディスクローズされる指標も一層適切なものとなる。

(2) 自己資本規制の見直し

改正内容は多岐にわたるが、主要な事項は以下のとおりである。

- ア. 証券会社の過去の破綻事例を踏まえ、証券会社の様々な与信行為を幅広く取引先リスクの算定対象とした。特に、関係会社に関しては、従来の債務保証に加え、保証予約をリスク算定対象とした。さらには、取引先リスクの算定方法について、取引先の業態に応じて一律となっていたリスク・ウエイト（金融機関2%、一般事業法人10%）について、取引先が一定の格付を取得しているか否かに応じた区分（金融機関：投資適格 1.2%、それ以外 5%、一般事業法人：投資適格 6%、それ以外 25%）を設けた。これらの措置をとおして、関係会社への与信の適正化が図られることによる証券会社の適切なリストラが促進されるとともに、取引先への様々な与信行為によるエクスポージャーの適正管理が進むことが期待される。
- イ. 市場リスクの算定に関して、国際ルールとの調和を図るという観点から、有価証券の時価額に所定のリスク・ウエイトを乗じる従来の単純な算定方法に加え、選択肢として、分解法（わが国預金取扱金融機関の標準的方式や英国のルールに近い方法）及び内部管理モデル方式を導入した。従来の算定方法についても、投資不適格債券のリスク・ウエイトを引き上げる等、リスク・ウエイトの全面的な改定を行った。当該改正により、証券会社のリスク管理の程度に応じて、ヘッジ取引等によるリスクの変化の織り込みが、より広範に可能となるとともに、市場実勢の変化が各社のポジションに与えるリスクが適正に反映され、より適切な証券会社の自己資本規制に寄与するものと考えられる。
- ウ. 自己資本に関して、劣後ローンに加え、劣後債の補完的項目（いわゆるTier2）への算入を可能とするなど、証券会社の自己資本充実手段を追加した。一方、他社との意図的な劣後債の持ち合い等、自己資本の二重計

算（いわゆるダブル・ギアリング）等による実質を伴わない自己資本の増加を防止する規定を併せて新設し、証券会社の適正な財務状況を反映する指標とする改正を行った。

### 3. 銀行等と証券会社間のファイヤー・ウォール（弊害防止措置）の見直し（資料10-1-5 参照）

銀行等と証券会社間の弊害防止措置については、金融システム改革の進展等による様々な提携の動き、米国での規制緩和の動向、事前予防的色彩の強い規制の抑制、顧客利便性の向上等の観点を踏まえ、基本的に自由化を行うが、取引の公正性、利益相反の防止の観点から必要がある規制は存置する、という基本的考え方の下、①共同訪問の禁止を撤廃、②引受証券の親会社・子会社への売却禁止を緩和、③非公開情報の授受の禁止を緩和、④証券子会社の主幹事制限を撤廃、⑤店舗等の同一建物における共用制限を撤廃、⑥共同マーケティングの禁止を撤廃、⑦親法人・子法人の範囲の見直し、を主な内容とする見直しを行い、11年4月1日より実施した（⑦については11年10月1日より。）。

## IV 主な破綻証券会社の状況

### 1. 山一証券（資料10-1-6 参照）

平成9年11月に多額の簿外債務の存在等により、業務の継続が困難になったとして、営業休止を決定した山一証券は、営業休止以降、日本銀行の特別融資を受け、日本証券業協会が選任した中立・公正な者からなる顧問委員会と協議を行いながら、顧客資産の円滑・確実な返還をはじめとした業務・財産の整理縮小を行ってきた。山一証券としては、顧客資産の返還にほぼ目途がついたとして、平成11年6月1日、東京地方裁判所に破産申立てを行い、翌2日破産宣告を受けるとともに、1,602億円の債務超過となる見込みであることを発表した。

顧客資産の返還については、破産申立ての時点で、約99%を返還し、残る住所不明等の理由で返還が困難な顧客資産についても、供託手続きをとっており、また、通常取引等に係る決済も基本的に終了している。

## 2. 三洋証券

三洋証券は、業容が悪化した関連ノンバンクの法的整理を行った結果、自社の事業の継続が困難となり、平成9年11月3日、会社更生法の適用を申請し、会社再建に努めてきた。しかし、平成10年6月24日、会社再建は困難と判断し、清算に向けて準備を進めていく旨を公表し、支店の閉鎖、人員整理等を行っている。現状においても、保全管理人の下で顧客資産の返還等、財産の整理が進められているところである。

## V 証券会社に対する行政処分

平成10年6月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、証券会社11社13件に対し行政処分等を求める勧告が金融監督庁長官あてに行われ、業務停止等処分を行った。

行政処分に至った違法行為の内容は、実勢を反映しない作為的相場形成5件、取引報告書の虚偽記載2件、損失補てん2件、空売り規制違反3件、向い呑み及び呑み行為1件となっている。

また、三洋証券、中村証券、丸莊証券、山吉証券の破綻証券会社4社に対し、支払い不能に陥るおそれから、財産の保全を目的とした業務停止命令を発出している。

## 第2節 投信・投資顧問関係

### I 金融システム改革における証券投資信託法及び投資顧問業法等の改正

金融システム改革法により、証券投資信託法及び投資顧問業法等については以下の改正が行われた。

#### ① 証券投資信託委託業の免許制から認可制への移行

平成10年12月から11年5月末までに、金融機関と外資系資産運用会社との合併会社及びどの業態にも属さないいわゆる独立系の会社を含む12社に認可が行われた。

#### ② 私募投資信託及び証券投資法人の導入

私募投資信託の純資産総額は、平成11年5月末現在で1,374億円(21本)とな

っている。

- ③ 証券投資信託約款の承認制から届出制への移行
- ④ 証券投資信託に係る運用指図の外部委託、投資一任業者が顧客から一任された投資判断及び当該委任された権限の再委任の導入
- ⑤ 外国証券投資信託及び外国証券投資法人の届出制等の導入
- ⑥ 証券投資信託の販売チャンネルの拡充

金融機関の投信窓販の状況は、平成11年5月末現在の純資産総額で10,894億円（シェア2.2%）、平成10年12月から11年5月末までの販売総額で13,086億円（シェア4.1%）となっている。

## II 予想分配型投資信託の実績分配型投資信託への移行

金融商品の時価会計への移行等、金融システム改革の動向を踏まえ、投資信託の透明性を高める観点から、証券投資信託協会は、平成13年4月1日以降、長期公社債投資信託等の予想分配型投資信託に組み入れる非上場債券の評価を時価評価で行うこととした。この結果、従来の予想分配型の投資信託の全ての商品が実績分配へ移行することとなった。

## III 投信委託業者等の会社数

### 1. 証券投資信託委託業者数（資料10-2-1参照）

金融システム改革の中で、証券投資信託委託業者同士の合併、証券投資信託委託業者と投資顧問業者の合併、新たな業者の参入等様々な動きがある。

#### (1) 平成10年7月から10年11月まで

平成10年6月末現在の証券投資信託委託業者は53社であったが、平成10年7月から10年11月までに7社（外資系6社、銀行系1社）に対して免許が付与された。

この他、証券投資信託委託業務の営業の全部譲渡が1件、証券投資信託委託業者同士による合併が2件行われた。

この結果、平成10年11月末現在の免許会社は、57社となった。

#### (2) 平成10年12月以降

平成10年12月に金融システム改革法が施行され、証券投資信託委託業につ

いては、免許制から認可制となった。この認可制のもと、平成10年12月から11年5月末までに12社（銀・生保系8社、外資系3社、独立系1社）に対して認可が行われた。

この他、証券投資信託委託業者同士による合併が1件行われた。

この結果、平成11年5月末現在の証券投資信託委託業者は68社（証券系11社、銀・生損保系25社、外資系30社、独立系2社）となった。

## 2. 投資顧問業者数（資料10-2-2参照）

### (1) 投資顧問業者の登録数

平成10年6月末現在の投資顧問業者は605者であったが、平成10年7月から11年5月末までに50者の登録が行われる一方で、7社が証券投資信託委託業者と合併し、67者が廃業により登録抹消された。

この結果、平成11年5月末現在の登録業者は581者となった。

### (2) 投資一任業者数

平成10年6月末現在の投資一任業者は139社であったが、平成10年7月から11年5月末までに14社に認可が行われる一方で、7社が証券投資信託委託業者と合併し、14社が投資一任業務を廃業した。

この結果、平成11年5月末現在の投資一任業者は132社となった。

## IV 投信会社に対する業務改善命令（1社）

自社設定ファンド受益者の解約資金に対応するため追加設定を行った結果、価格変動のリスクを負うべき投資家の自己責任原則を曖昧にし、証券投資信託委託業者の健全かつ適切な業務運営の観点から問題があったと認められた会社に対し、業務改善命令を発した。

## V 投資顧問会社に対する行政処分（1社）

投資顧問会社に対して行った検査及び同社に対して行った聴聞の結果、顧客からの金銭の預託の受入れ禁止、顧客に対する有価証券の貸付けの代理の禁止及び忠実義務違反の事実が認められたので、業務の一部停止の処分を行った。

## 第11章 2000年問題への対応

### 第1節 金融監督庁の取組

#### Ⅰ 金融監督庁が講じた施策

金融機関にとって西暦2000年問題は、その対応を誤れば、金融機関自身のみならず、決済システム等を通じて市場全体に極めて深刻な影響を与えるおそれがあるという点で大きな問題である。

本問題は、本来、各金融機関等が自己責任により対応すべきものであり、各金融機関等において、2000年問題に対する最大限の事前防止策を講じるとともに、万一の際に備えた危機管理計画を作成することが重要であるが、当庁としても本問題の重要性を踏まえ、金融機関の取り組みに遺漏がないようにするため、昨年6月の発足直後より、次のような対策を講じてきたところである（注1）。

① 金融機関の業態毎に実施している意見交換等の場において本問題の重要性等を繰り返し強調。

- 主要行、地銀、第二地銀、生保、損保、証券等金融機関の業態毎に実施している幹部レベルの意見交換会や業界主催の勉強会等において、本問題はシステムの問題に止まらない経営の存続に係わる大きな問題であること等を繰り返し強調し対応を促してきた。

② 昨年6月末以降、四半期ごとに、1500余りの金融機関等から、銀行法第24条等に基づき対応状況報告を徴求。

- 昨年7月に銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農漁協系統金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託会社等に対して銀行法第24条、保険業法第128条、証券取引法第59条等に基づき、同年6月末以降、四半期毎の対応状況の報告を求める命令を発出した。これまで同年6月末、9月末、12月末、本年3月末と4回にわたり報告が提出されており、これを取りまとめて公表している。

報告事項については昨年12月に、対応体制、システム修正の洗い出し・内容、テストスケジュール等についてより詳細な内容の報告を求めるものに改訂している。

- ③ 昨年8月、本問題に関する金融検査におけるチェックリストを改訂・公表するとともに、昨年10月以降、専門家を登用し、本問題に重点をおいた立入検査を実施（注2）。
- ④ 昨年9月、本問題に関して所要の対応の進捗状況に遅れがあると見られる金融機関等に対して業法に基づく行政処分を行うとする事務ガイドラインを発出・公表（12月に、対応体制の整備、システム修正の洗い出し、テストの実施危機管理計画の作成等について具体的な着眼点を詳細に定める方向で改正した）。  
（注1）当庁発足前にも、大蔵省において、後述するパーゼル銀行監督委員会から出されたペーパーの和訳の配布、金融検査におけるチェックリストの作成等の対応を行っている。  
（注2）検査における本問題についての対応の詳細は第4部第16章第7節II参照。

## II 政府による取組への参加

本問題について政府は、平成9年12月、「コンピュータ西暦2000年問題関係省庁連絡会議」を設置し、10年1月に対応状況の実態調査を実施するなどの対策を開始していたが、同年9月に総理を本部長とし全閣僚で構成する「高度情報通信社会推進本部」が設置され、政府レベルでの活動が次のように本格化した。

### ① 「コンピュータ西暦2000年問題に関する顧問会議」の設置

同本部では、昨年9月7日、コンピュータ機器メーカーを始め、エネルギー、金融、通信、運輸、医療等の重要分野における民間企業の代表者を顧問として委嘱し、この問題についての意見交換を行う場として「コンピュータ西暦2000年問題に関する顧問会議」（議長：椎名日本IBM株会長）を設置した。昨年9月8日の第1回会議以降、同年11月、11年1月、4月の4回にわたって会議が開催され、民間分野での対応状況について金融監督庁を含む関係省庁から報告を行ったあと活発な意見交換が行われている。

### ② 「コンピュータ西暦2000年対策推進会議」の設置

また、同本部では「顧問会議」と同時に（9月7日）、「関係行政機関相互の緊密な連携の下、本問題への適切な対応を図るため」、内閣官房副長官を議長とし、各省庁事務次官等（当庁からは長官が参加）で構成する「コンピュー

「西暦2000年対策推進会議」を設置した。同会議はこれまで、主に「顧問会議」の前日に4回にわたって開かれ、各分野での対応状況について当庁を含む関係省庁が報告を行っている。

③ 「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」の作成・公表

同本部では、昨年8月の閣僚懇談会における総理の指示を受けて、本問題の重要性に鑑み、官民を挙げた具体的な行動の徹底を図ること等を主旨とする「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」を作成し、同年9月11日に公表した。

この計画では、各省庁は所管業種に対して、本問題について周知徹底を図り、自主的な総点検を実施するよう促すとともに、四半期毎に実態の把握を行い、その結果を公表するものとしている。

当庁では、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社等に対しては直接全てに、貸金業者、抵当証券業者、前払式証券発行者、投資顧問業者等に対しては業界団体を通じてこの行動計画を配布し、改めて対応を促すとともに、これまで報告徴求の対象としていなかった貸金業者、抵当証券業者、前払式証券発行者、投資顧問業者等に対しても業界団体に対して四半期毎の対応状況の把握を要請した。

④ 「コンピュータ西暦2000年問題 企業のための危機管理計画策定の手引」の作成・公表

同本部では、平成10年12月に、上述の「顧問会議」の下に重要分野関係企業の実務者、関係省庁の課長クラスで構成する作業部会を設け、主に中小企業を対象とする危機管理計画策定の手引の作成について検討を行い、4月に「コンピュータ西暦2000年問題 企業のための危機管理計画策定の手引」として公表した。

III 国際機関での対応への参加

この問題については、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）等の金融監督者間の国際機関では平成8年頃から対応の検討が行われており、平成9年9月にはバーゼル銀行監督委員会から本問題の全体像、対応措置、留意点等を解説した「コンピュータ2000年問題：金融機関および銀行監督機関に

とつての課題」が発表されている。

また、平成10年4月には、これら2つの組織に加え、国際決済銀行（B I S）支払・決済システム委員会（C P S S）と保険監督者国際機構（I A I S）の4者により、共同で本問題に関する議論を行う場として、“Joint Year 2000 Council”が設立され、これまで6本のポリシーペーパーが出されている。

当庁としても、大蔵省、日本銀行などとともにこれらの検討の場に積極的に参加している。

## 第2節 金融機関の取組状況

これまで金融機関から提出された四半期毎の対応状況報告をみると、昨年6月末時点では、全国銀行、大手保険会社、大手証券会社等においては、2000年問題対応について、経営計画上で明確な位置づけが行われ、適切な対応スケジュールにしたがって、着実に準備が進められていることが伺われるものの、信用金庫、信用組合、大手以外の保険会社、中小証券会社等においては、外部委託先へ依存する傾向が強く、このため、経営計画上の位置づけが行われていない、あるいは対応スケジュールが策定されていないといった金融機関が相当程度存在していた。

その後、当局検査での指摘、意見交換会での指摘、各業態での勉強会の開催等上述した対策により金融機関の認識は格段に高まり、本年3月末時点における対応状況報告では、重要なシステムについては本年6月末までに金融機関等全体の99%が修正を完了、98%がテストを完了する見込となっている。

特に、重要なシステムの中でも最重要である決済関係については、日本銀行、全国銀行協会、東京証券取引所等により、日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システムについて、2000年初の日付についての共同接続テストが昨年12月以降これまで2月、4月、5月そして6月と5回にわたり行われており、これらのテストの結果について、日本銀行等では、各種決済システムを通じたテスト参加者間における2000年日付等のデータ授受については基本的に正常に処理されたと発表している。

(参考) 重要なシステムの対応完了時期(完了した金融機関等の割合)

上段=修正 下段=内部テスト

	99/3 (実績)	99/6 (見込)	99/9 (見込)
主要行 (19行)	68%(13行) 37(7)	100%(19行) 100(19)	100%(19行) 100(19)
地方銀行 (64行)	83%(53行) 77(49)	100%(64行) 100(64)	100%(64行) 100(64)
第2地銀 (62行)	92%(57行) 79(49)	100%(62行) 100(62)	100%(62行) 100(62)
信用金庫 (395庫)	90%(357庫) 86(395)	99%(391庫) 97(384)	100%(395庫) 100(395)
信用組合 (310組合)	97%(302組合) 93(289)	99%(307組合) 98(304)	99%(309組合) 99(309)
農漁協系統金融機関 (81団体)	90%(73団体) 88(71)	100%(81団体) 100(81)	100%(81団体) 100(81)
生命保険 (43社)	84%(36社) 60(26)	98%(42社) 93(40)	100%(43社) 100(43)
損害保険 (35社)	83%(29社) 69(24)	95%(33社) 95(33)	100%(35) 100(35)
証券会社 (211社)	86%(182社) 73(153)	99%(210社) 99(210)	100%(211社) 100(211)
総合計 (1525)	88%(1344) 77(1168)	99(1509) 98(1495)	99(1523) 99(1522)

### 第3節 今後の課題

2000年まであと半年をきり、一日も早くシステム対応を完了させることが第1の課題であるが、システムの修正・テスト等により本問題の発生を完全に回避したと考えるのは危険であり、このために万が一に備えた危機管理計画を用意しておくことが重要である。このような観点から、現在、金融機関等各社では危機管理計画を鋭意作成中であるが、金融監督庁としては、金融機関等に対して個別のモニタリングを従来にも増して一層強化していくこととしている。

また、噂やデマにより、国民が無用の不安を抱くことでパニックに陥ることが実際の問題以上に大きな問題であり、このようなことを防止するため、金融機関に対しては対応状況の開示を促すとともに、当庁としても、金融機関の対応状況を正確に開示するよう努めていくこととしている。